



巻頭言

2013年以降の温暖化対策の国際的枠組みについて ～本格化する次期枠組み交渉～

環境省 地球環境局 Ryuu-taro Yatsu
大臣官房審議官 谷津龍太郎

京都議定書の第1約束期間は2008年に始まる。今年2007年は、そのための準備に使える最後の年である。昨年11月からは、中央環境審議会と産業構造審議会との合同で、京都議定書目標達成計画の評価点検作業が精力的に行われている。今年の年末までに答申をいただき、2008年の年明けには追加的措置も含めて目標計画を改定し、6%削減目標の達成に万全を期すこととしている。

しかしながら、世界では早くも2013年以降の国際的枠組みに関心が移っている。EUは、今年3月の欧州理事会（首脳会議）で中長期的な温暖化対策を決定した。この中で、地球の平均気温の上昇幅を工業化前から2℃以内に抑制する目標を再確認するとともに、2020年と2050年の削減目標を打ち出した。先進国は、2020年までに90年比で30%削減、2050年までに同じく60～80%削減すべきとの目標を提唱するとともに、EUとしては、他の先進国や中国などの主要排出途上国が貢献する場合には30%、国際合意が得られるまでの間はEU単独でも20%削減するとのコミットメントを表明した。また英国は、2050年までに60%削減するとの目標設定を含めた新しい温暖化対策法案をまとめ、パブリックコメントの手続きに入った。

米国は、ブッシュ政権の下、京都議定書から離脱したままだが、昨年11月の中間選挙の結果、上下両院で民主党が多数派を占めたことで、キャップ・アンド・トレード型の義務的な排出削減を制度化するための法案が多数提案されている。温暖化対策を巡る姿勢は、消極的な政府と積極的な議会と、大きく異なっている。2007年は無理としても、2008年には法案が連邦議会で可決される可能性もあるようだ。カリフォルニアを始め、州レベルでの対策も進展している。2009年11月には大統領選挙がある。共和、民主どちらが政権を取っても、次期政権は、温暖化対策に積極的に取り組むとも見方がある。米国が、まず独自に国内の温暖化対策を打ち出し、それを国際ルール化する方向

で次期枠組みづくりのリーダーシップを発揮するという事態も想定する必要がある。1997年の京都会議には、ゴア副大統領が登場し「交渉団にフレキシビリティを与えた」と演説したことが思い出される。京都メカニズムに取り入れられた排出量取引は、元々米国の提案だった。これを当時必ずしも積極的に支持していなかったEUが欧州排出量取引制度（EU-ETS）として実現し、炭素市場の全世界への拡張を目指していることに歴史的ダイナミズムを感じる。

現在、世界全体のCO₂排出量は吸収量の2倍を優に超えている。大気中の濃度を安定化させるためには、世界全体の排出量を半分以下にまで削減する必要がある。これは、単純な算数の問題で、誰も否定することはできない。一方、京都議定書の削減義務を負っている国の排出量は、すべて合わせても世界全体の30%にしかすぎない。仮に、これをゼロにしても排出量は70%にまでしか削減されず、半分には到底届かない。したがって、米国や中国などの現在削減義務を負っていない国が参加しない限り、実効ある枠組みはつくりえない。こうした単純な事実をまずすべての国が率直に確認することが、次期枠組み交渉の出発点になると思われる。

次期枠組みに関しては、米国、中国を含めたすべての主要排出国の参加、目標年次や削減目標のあり方、CDMなどの京都メカニズムの見直し、今後進展する温暖化への適応対策、炭素市場の位置付けなど論点は数多い。次期枠組み交渉は、京都議定書の交渉より一層困難なものとなることが予想される。

こうした中で、2008年は日本がG8サミットの議長国になる。国際的なリーダーシップを発揮するためにも、足下で6%削減を確実なものとすると同時に、今後の温暖化対策について国民的議論を展開する必要がある。